共同実施だより

第　１１０　号
令和４年６月８日発行
山武市教育委員会
山武市学校事務共同実施

あじさいが美しく咲く季節になりましたが、皆さま、いかがお過ごしでしょうか。
さて、今回の共同実施だよりは「住民税」「児童手当」「新型コロナウイルスにおける職員の服務」「手当の事後確認」についてです。提出期限があるものについては、期限内に提出願います。

◇住民税について

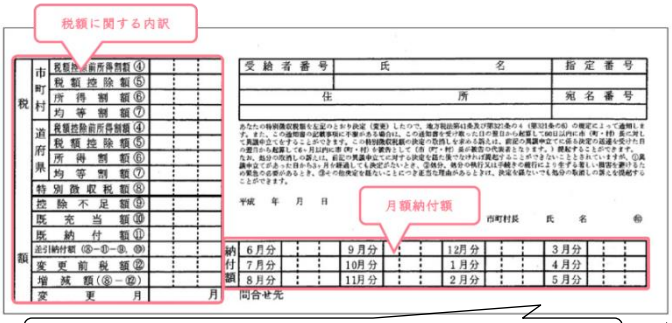

※納期の時期は R4 年６月から R5 年５月まで

お住まいの都道府県や市区町村に対し納付する税のことで、都道府県民税と市区町村民税を合わせて住民税といいます。**住民税には所得金額に関わらず定額で課税される「均等割」と前年の所得に応じて課税される「所得割」があります。**

税額は、令和３年１月１日～12 月 31 日の所得（年末調整や確定申告の結果が反映されている）に基づいて計算され、令和４年１月１日現在の居住市区町村へ納付します。納付方法は基本的に給与から徴収となります。（特別徴収）

市区町村より発行される令和４年度給与所得…特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者）を配付しますので確認をお願いします。

確認の都合上、通知書を開封しました。ご了承ください。

◇児童手当について

１　対象者　中学校卒業までの児童を養育し、かつ、これと生計を同じくする父又は母等

２　支給額　３歳未満、第３子以降は小学生まで……１万５千円
３歳～小学生（第１・２子）……１万円
中学生……１万円
※６・１０・２月の給与支給日に口座振込（４か月分ずつ）

３　提出書類　**～児童手当の現況届の提出が必要となります～**

・**現況届（書類は事務が用意します）…１部**

６月２４日（金）までに事務職員へ提出してください。

～　マイナンバー制度による情報連携に同意しない場合、以下の書類が必要となります。　～
取得する前に事務職員に確認をしてください。

・職員本人及び配偶者（収入がある場合）の「令和４年度所得証明書（児童手当用でマイナンバーの記載のないもの）」…　各１通

➡令和４年度所得証明書（令和３年の所得等が記載）は、R4.1.1時点の居住市区町村の税務課でもらいます。なお、お住まいの市区町村によって、発行開始日が異なります。

◇新型コロナウイルスにおける職員の服務について（別添参照）

千葉県教育委員会から出ているガイドラインを参考までに一部抜粋しました。
なお、**実際の服務の取扱いについては、校長先生へ確認してください。**

◇手当の事後確認について

事後確認は、手当を受給している職員が認定の要件を備えているか、毎月の手当額が適正であるかということを確認するものです。毎年行うことになっておりますので、御協力をお願いします。

なお、通勤手当につきましては、９月末までには確認する予定です。

― 住居手当事後確認 ―

1　対 象 者　住居手当を受給している職員

2　提出書類
①住居手当事後確認現況届（借家用）
②最新の契約書の写し
③直近の家賃の領収書の写し

住居手当の事後確認の実施等、詳細は事務職員にお尋ねください。

― 扶養手当事後確認 ―

1　対 象 者　扶養手当を受給している職員

2　提出書類　①扶養手当事後確認現況届
②その他添付書類（下記参照）

アルバイトなどをしている被扶養者がいる場合は、給与明細等を保管しておいてください！

	被扶養者の年齢や区分	必要な書類
配偶者		・令和４年度所得証明書(令和３年分所得記載)
子・弟妹・孫等	０～15 歳（中学３年生まで）	・扶養（家族）手当等無支給証明書
	高校１年生	・学生証又は身分証明書の写し ・扶養（家族）手当等無支給証明書
	高校２～３年生	・在学証明書（但し毎年学生証が発行される場合は学生証でも可） ・扶養（家族）手当等無支給証明書
	大学生又は専門学校生（前年度が全日制の高校生）	・在学証明書又は身分証明書の写し ・扶養（家族）手当等無支給証明書
	大学生又は専門学校生（上記以外の者）	・令和４年度所得証明書(令和３年分所得記載) ・扶養（家族）手当等無支給証明書
父母・祖父母等		・令和４年度所得証明書(令和３年分所得記載) ・年金額改定通知書の写し

※不安定収入者や別居親族を扶養している場合については、上記以外に必要な書類がありますので、個別にお知らせいたします。

※お住まいの市区町村によって、令和４年度所得証明書（令和３年の所得等が記載）の発行開始日が異なります。

手当の事後確認に係る書類の提出期限は
７月２１日（木）までです。

●給与・旅費の支給日について●

6月１７日(金) 旅費支給日
6月２１日(火) 月例給与・児童手当支給日
6月３０日(木) 期末勤勉手当支給日

新型コロナウイルス感染症における職員の服務について（山武市共同実施だより110号 参考資料として）

新型コロナウイルス感染症　学校における感染対策ガイドライン（令和４年５月１７日版）一部抜粋 資料

（４）出席停止等の取扱い（感染・濃厚接触者以外の場合を含む）

児童生徒等の出席停止等の取扱いは、原則として以下のとおりとする。
なお、参考として教職員の場合の服務を示すが、詳細は教育委員会へ確認すること。

状　況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	教職員
(1)	感染が判明した場合	治癒するまで（保健所が指示する期間）、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。	療養休暇（臨時的任用職員・会計年度任用職員は特別休暇により取り扱うことができる）
(2)	濃厚接触者等に特定された場合（「感染リスクが高い者」を含む。）	保健所が自宅待機などを求めた期間（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から７日間が基本）、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。（文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2022.4.1Ver8 より）	職務に専念する義務の免除
(3)	発熱や風邪症状が見られる場合	**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。（文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2022.4.1Ver8 より）	特別休暇
(4)	児童生徒等に症状等はないが、同居する家族に発熱や風邪症状が見られる場合	感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とすることが可能である。（文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2022.4.1Ver8 より）	特別休暇（当該職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に限る。）
(5)	同居する家族が、濃厚接触者に特定された場合	PCR検査等の結果が判明するまで、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とすることが可能である。	特別休暇

状　況		児童生徒等の出席停止等の取扱い	教職員
(6)	児童生徒等又は同居の家族が、濃厚接触者ではないが、医師や保健所の指示等でPCR検査等を受けた場合	ＰＣＲ検査等の結果が判明するまで、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とすることが可能である。	特別休暇
(7)	医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等が主治医や学校医に相談の上、登校すべきでないと判断された場合	**「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」**とする。（文部科学省：学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 2022.4.1Ver8 より）	教職員本人に症状有：特別休暇（診断書等あれば療養休暇）
(8)	海外から帰国・再入国し、一定期間自宅等での待機を要請された場合	その期間は、**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とする。（その後、健康状態に問題がなければ登校可）（文部科学省：教育活動の実施等に関する Q&A、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン令和3年 2月 19 日改訂 より）	検疫法第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合：特別休暇
(9)	児童生徒が医療機関等においてワクチン接種を受ける場合	**「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」**とすることが可能である。（文部科学省：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について令和３年６月 22 日事務連絡より）	職務に専念する義務の免除
(10)	ワクチン接種による副反応が出た場合	**「学校保健安全法第１９条に基づく出席停止」**とすることが可能である。（文部科学省：新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について令和３年６月 22 日事務連絡より）	職務に専念する義務の免除